

京都市上下水道局太秦庁舎有料駐車場及び有料駐輪場活用事業者募集に関する
質問に対する回答

※ 回答は、募集要項と一体のものとして、募集要項と同等の効力を有するものとします。

令和4年2月21日（月）

Q 1 使用許可の期間については、1年更新の最長5年という理解ですが、問題ございませんか。

また、仮に5年契約の場合、中途解約は可能でしょうか。可能な場合の条件（例：3ヶ月前申請、納付済の使用許可料金は返還なし等）をお教えてください。

A 1 使用許可の期間については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の許可を行い、1年ごとの更新は行いません。

本公募による活用事業については、使用許可期間中は継続して事業を行うことを原則としていますが、やむを得ない事情がある場合に限り、使用許可期間中での事業廃止を認めます。事業の廃止を希望する場合は、廃止を希望する理由等を記載した事業廃止申出書（任意様式）を、事業廃止を希望する日を基準として、6箇月前までに提出してください。当局において、廃止理由等を精査し、やむを得ないと認めた場合には、事業廃止を承認します。ただし、事業を途中で廃止した場合は、本物件に係る次回の活用事業者募集に応募する資格を失います。

なお、使用許可期間の途中で事業を廃止した場合は、既納の使用料は還付しません。

Q 2 過去3年の売上と利用の総台数をご開示頂くことは可能でしょうか。（月ごとに駐車場・駐輪場それぞれですとありがたいです。）

A 2 利用の総台数は把握していませんが、現行事業者から提供のあった、平成29年度以降の駐車場及び駐輪場の概算売上額（年額）は以下のとおりです。

なお、平成29年度の概算売上額は平成29年7月から平成30年3月までの9箇月間の金額、令和3年度の概算売上額は令和3年4月から11月までの8箇月間の金額です。

平成29年度 4,104,000円（平成29年7月から平成30年3月までの9箇月間）

平成30年度 6,444,000円

令和元年度 6,696,000円

令和2年度 4,788,000円

令和3年度 3,240,000円（令和3年4月から11月までの8箇月間）

Q 3 認証機利用者（駐車場利用の来庁者の数）を月単位で過去3年間のデータを頂けますでしょうか。

A 3 認証機利用者（駐車場利用の来庁者の数）は把握していません。

Q 4 現運営事業者の契約期間の売上・利用台数・無料利用者台数の開示をお願いします。

A 4 A 2にて回答している概算売上額以外は、把握していません。

Q 5 現行の事業者様の年間使用料（税込）はいくらでしょうか。

A 5 現行の年間使用料は、3,027,055円（税込）です。

Q 6 来庁者の無料処理に関して、認証機ではなくサービス券をお渡しすることによる対応は可能でしょうか。

A 6 募集要項において「割引認証機（7台）を設置すること」と記載していますが、当局の事務的な負担が大きくなるのであれば、来庁者への割引処理について代替的な方法を提案いただくことは可能であり、サービス券による対応も認めます。
なお、事務的な負担については契約後の協議において確認しますが、過大な負担が見込まれると判断した場合は、割引認証機を設置していただきます。

Q 7 回転灯は京都市様のご資産でしょうか。

A 7 当局所有のものとなります。

Q 8 半導体供給不足の問題にてオープン時期が4月以降に後退する可能性があります（精算機の納期の問題等）。オープン時期は別途協議にて調整可能でしょうか。

A 8 太秦庁舎の来庁者用駐車場としての機能を有することから、原則として、使用許可開始日（令和4年4月1日）からなるべく早期に本物件を駐車場等として活用していただきます。

ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、事業開始時期が遅れる理由等を記載した書面（任意様式）を提出し、協議のうえ、やむを得ないと当局が認めた場合は承諾しうると考えています。

なお、その場合の対応方法（無料開放や閉鎖など）については、事業開始までの期間等の状況を踏まえ、協議のうえ決定しますが、使用許可期間中における保安上の責任は事業者が負うものとします。

Q 9 精算機は高額紙幣の対応は必須でございますでしょうか。また精算機・ロック板の中古の使用は可能でしょうか。

A 9 募集要項において「高額紙幣及びクレジットカードに対応できる機種」と記載していますが、駐車場及び駐輪場ともに高額紙幣若しくはクレジットカードどちらかにのみ対応している機種での活用を提案いただくことは可能であり、設置を承諾します。

なお、精算機及びロック板の中古の使用は可能です。

Q10 高額紙幣対応の場合、1万円札で両替的に利用すると釣銭補充負荷が大きくなるため、クレジット機能対応機種を導入すれば高額紙幣対応である必要はありますか。

A10 A9にて回答のとおりです。

Q11 駐輪場2列目は、庁舎専用駐輪場として管理範囲外と考えてよろしいですか。

A11 本公募における有料駐輪場の範囲は、Q18にて公表している配置図の「来客用駐輪場（原付込）」の場所となります。

Q12 近隣の有料駐車場との料金体系との均衡を保つ範囲で活用事業者にて料金体系を現状から変更してもよろしいでしょうか。

A12 御認識のとおりです。なお、募集要項記載のとおり太秦庁舎への来庁者（店舗利用者は含まない）は、原則60分間無料とし、開庁時間帯は、最大料金の設定はできません。

Q13 状況によって、月極契約車両を作ってもよろしいですか。

A13 募集要項に記載のとおり、利用種別については一時利用のみとします。

Q14 精算機を駐車場と駐輪場とを1基にまとめて精算する配置計画にしてもよろしいですか。

A14 精算機を1基にまとめる配置計画を提案いただくことは可能であり、認めうるかと考えています。

Q15 精算機におけるクレジット機能ですが、現在基盤入手が困難なため、稼働日（令和4年4月1日）に間に合いません。後日クレジット機能を精算機に後付けで設置となります。

A15 やむを得ない事情がある場合に限り、A8に準じて、後日クレジット機能を精算機に後付けで設置となる理由等を記載した書面（任意様式）を提出し、協議のうえ、やむを得ないと当局が認めた場合は承諾しうると考えています。

Q16 割引認証機（7台）設置について、精算機で駐車券を利用者で発券してもらい、庁舎の割引認証機にて60分無料のサービスを受けるオペレーションになっていますが、事前に60分無料サービス券をご用意させていただき（PETサービス券）、窓口に来られた方に60分無料サービス券を渡していただき、精算機にてそのサービス券を通すことでサービス適用を受けていただくオペレーションでよろしいですか。

A16 A6にて回答のとおり、来庁者への割引処理について、割引認証機の設置ではなく、サービス券による対応も認めます。

Q 1 7 サービス券の手配に必要となりますので、1日何台程利用されて、その内60分無料対象車が何台あるのか情報開示下さい。

A 1 7 1日の利用台数及びそのうちの60分無料対象車の台数は、把握していません。
当局がサービス券による対応を認めた場合、サービス券の準備枚数については、協議のうえ、定めます。

Q 1 8 現状配置図を提示下さい。

A 1 8 別紙配置図のとおりです。

Q 1 9 現運営事業者は最大契約期間を全うさせましたか。

A 1 9 現行事業者は、当初予定している事業期間（平成29年6月～令和4年3月）において、本物件を活用していただく予定です。